

国自整第 112 号
平成15年10月31日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部整備課長

指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて

「自動車検査業務等実施要領の一部改正について」（平成15年10月31日付国自技第175号）の施行に伴い、平成16年1月より自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値を記載することとされたことから、指定自動車整備事業における走行距離計表示値の記載に当たっては、下記により取り扱うこととしたので、関係者に周知願います。

なお、社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知したので了知されたい。

記

1. 走行距離計表示値の記載をする自動車
普通自動車及び小型自動車を対象とする。ただし、最高速度20キロメートル毎時未滿の自動車及び被けん引自動車を除く。
2. 走行距離計表示値の確認
 - (1) 自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第2項の検査（以下「完成検査」という。）の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認する。
 - (2) 総走行距離計（オドメーター）と区間距離計（トリップメーター）とを切り換える方式の距離表示をしている自動車にあっては、表示されている距離計の数値が総走行距離の数値であることを確認する。
 - (3) 完成検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が200km以下のものは、(1)における数値が同一であると見なすものとする。
3. 保安基準適合証への記載
自動車検査員は、保安基準適合証及び保安基準適合証(控)の余白に、分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値をkm単位で記載する。この場合、10km単位以下の数値は「00km」として記載するものとする。
ただし、2.(3)における値が200kmを超える場合には、完成検査の確認時における走行距離計の表示値を同様に記載する。
なお、検査車両の走行距離計がマイル表示であると判断される場合には、マイル表示での走行距離をmile単位で同様に記載するものとする。

保安基準適合証への「走行距離計表示値欄」印刷予定レイアウト

保
限
保安基準適合証 (控)
限定保安基準適合証 (控)

番号 平成 年 月 日交付

指定自動車整備 事業者の氏名又 は名称 事業場の名称及 び所在地	印				
保 限 次の自動車 <small>が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。</small> 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日 平成 年 月 日 自動車検査員の氏名 印					
自動車登録番号 又は車両番号					
車台番号					
使用 者 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border-right: 1px solid black; padding: 2px;">氏名又は名称</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 2px;">住所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	氏名又は名称		住所		
氏名又は名称					
住所					
乗車定員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">最大積載量</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">kg</td> </tr> </table>	人	最大積載量	kg	
人	最大積載量	kg			
用途	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">車両総重量</td> <td style="width: 70%; text-align: right;">kg</td> </tr> </table>	車両総重量	kg		
車両総重量	kg				
保険期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで				

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

指定番号	
------	--

最終の検査申請日	年 月 日
----------	-------

証明書番号	保険会社	保険契約者名

走行距離計表示値	00 km mile
----------	------------

自動車検査証への 走行距離計表示値記載に伴う取扱いについて

平成16年1月から、自動車検査証の備考欄に、当該自動車の検査時における走行距離計表示値が記載されることとなりました。

これに伴い、国土交通省においては、自動車検査業務等実施要領の一部を改正し、自動車検査票に走行距離計表示値欄を設けることやその記載方法等について規定するとともに、指定自動車整備事業における走行距離計表示値の確認や保安基準適合証への記載等について規定しました。

今回の自動車検査業務等実施要領の改正概要及び指定自動車整備事業における走行距離計表示値の確認等に関する取扱いは次のとおりですが、整備事業者各位におかれましては、改正内容を十分に把握され、適正に業務を遂行されますようお願い致します。

1. 自動車検査業務等実施要領の一部改正について

(平成15年10月31日 国自技第175号関係)

(1) 改正の背景

自動車の走行距離は、自動車の構造・装置の不具合の発生状況と密接な関係があり、点検・整備の作業に際しての基礎情報として重要なものです。従って、その把握をより的確に行うことができるよう検査時の総走行距離計の表示値を自動車検査証に記載することとし、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部が改正され、平成16年1月1日から施行されることとなりました。

この改正に伴い、受検車両の総走行距離計の表示値の確認が必要となったことから、この確認が必要な自動車等について規定するとともに、自動車検査票1に走行距離計表示値欄が設けられ、併せてその記載方法等について規定されました。また、指定整備工場扱いの自動車に係る当該表示値の確認方法についても規定されました。

なお、この改正により中古自動車の流過程における総走行距離計の改ざんに関して一定の抑止力となることが期待されます。

(2) 主な改正概要

自動車検査票1の走行距離計表示値欄への記載は、原則としてあらかじめ申請者が100km未満の数値を切り捨てて記載することとなります。

走行距離計を確認することが必要な自動車についての規定とともに、自動車検査証の備考欄の記載例について規定されました。

指定整備工場扱いの自動車に係る総走行距離計の表示値の確認方法が規定されました。様式1(自動車検査票1)が改正され、走行距離計表示値欄が設けられるとともに、原動機・動力伝達装置欄に速度抑制装置が追加されます。

(2) 走行距離計表示値の確認

走行距離計表示値の確認にあたっては、次のとおり行って下さい。

自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第2項の検査（以下「完成検査」という。）の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認する。

総走行距離計（オドメーター）と区間距離計（トリップメーター）とを切り換える方式の距離表示をしている自動車にあつては、表示されている距離計の数値が総走行距離の数値であることを確認する。

完成検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が200km以下のものは、における数値が同一であると見なすものとする。

(3) 保安基準適合証への記載

自動車検査員は、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に、分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値をkm単位で記載して下さい。この場合、10km単位以下の数値は「00km」として記載して下さい。

ただし、(2) における値が200kmを超える場合には、完成検査の確認時における走行距離計の表示値を同様に記載して下さい。

なお、検査車両の走行距離計がマイル表示であると判断される場合には、マイル表示での走行距離を mile 単位で同様に記載して下さい。

分解整備記録簿に記載されている総走行距離が9,795kmで、完成検査の確認時における走行距離計の表示値が9,802kmであった場合の記載例：「走行距離計表示値 9,700km」

現在、保安基準適合証の余白部分に「走行距離計表示値記入欄」を印刷するように準備しております。

